

熊本県災害派遣福祉チーム（熊本DCAT）とは

熊本県災害派遣福祉チーム（熊本DCAT）とは...

- 災害発生時の一般避難所等において、高齢者、障がい者等の災害時要配慮者に対し、福祉の支援を行う二次被害防止を目的とした公的チーム。平成24年度に派遣に協力する7団体と協定を締結し、設立。

協定締結団体 （7団体）

平成24年12月27日締結

高齢者支援団体

- 熊本県老人福祉施設協議会
- 一般社団法人熊本県老人保健施設協会
- 熊本県療養病床・介護医療院連絡協議会
- 熊本県地域密着型サービス連絡会

障がい者支援団体

- 熊本県身体障害児者施設協議会
- 公益社団法人熊本県精神科協会
- 熊本県知的障がい者施設協会

令和5年3月に社会福祉法人経営者協会と熊本県の協定締結により、熊本DWATとの連携を開始。

「熊本県災害派遣福祉チーム」はDCATとDWATを併せた総称となっている。
DCATは主に一般避難所を、DWATは主に福祉避難所を活動場所として整理。



熊本DCAT設立の背景・目的

平成23年 東日本大震災での課題...

- 災害時要配慮者が、長期間の避難生活を余儀なくされ、必要な支援が行われない結果、**生活機能の低下や要介護度の重度化などの二次被害**が生じた。（災害から助かったのに、守られない命があった...）
- こうした方たちが、避難生活終了後、**安定した日常生活へと円滑に移行するために**、避難生活の早期の段階から、福祉ニーズを把握し、**生活機能を維持するための福祉支援体制の構築が喫緊の課題**となった。（厚生労働省「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」より）

熊本DCATの目的...

- ★ 被災者に“**寄り添い**”一般避難所を支えるなんでも屋
 - 一般避難所における要配慮者の**福祉ニーズの把握**
 - 福祉的**トリアージ**
 - 福祉サービスの提供（**ケア**）
 - 避難所の**環境改善**、**相談支援** etc...



提供者：特定非営利法人コレクティブ

これまでの経過

□ **平成24年12月** 県内7団体と「熊本県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定」を締結。
熊本DCATを結成。

□ **平成28年4月 熊本地震** 結成後、初の被災地派遣。

□ **令和2年7月 7月豪雨** 2度目の被災地派遣。

□ **令和5年3月** 経営協と「熊本県災害派遣福祉チーム（熊本DWAT）の派遣に関する協定」を締結。公的チームとしての熊本DWATが結成。

※熊本DWATは、熊本地震の際の福祉避難所設置・運営の経験を機に、7月豪雨の際に結成されたチーム

□ **令和6年1月 能登半島地震** 初の県外被災地派遣。（2/29-3/29）



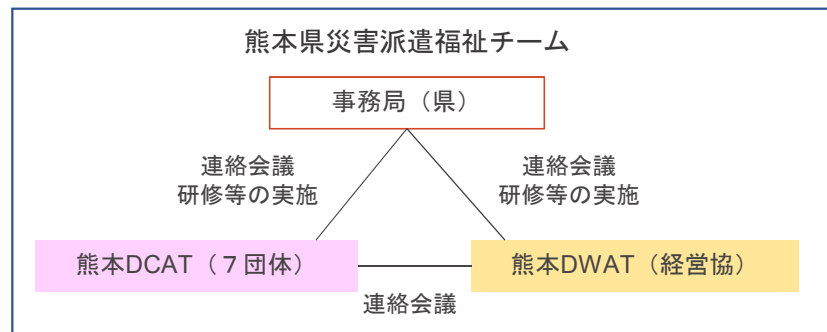
出典：熊本災害デジタルアーカイブ／提供者：京都市消防局、人吉市下球磨消防組合

チームの運営体制

1 チーム概要

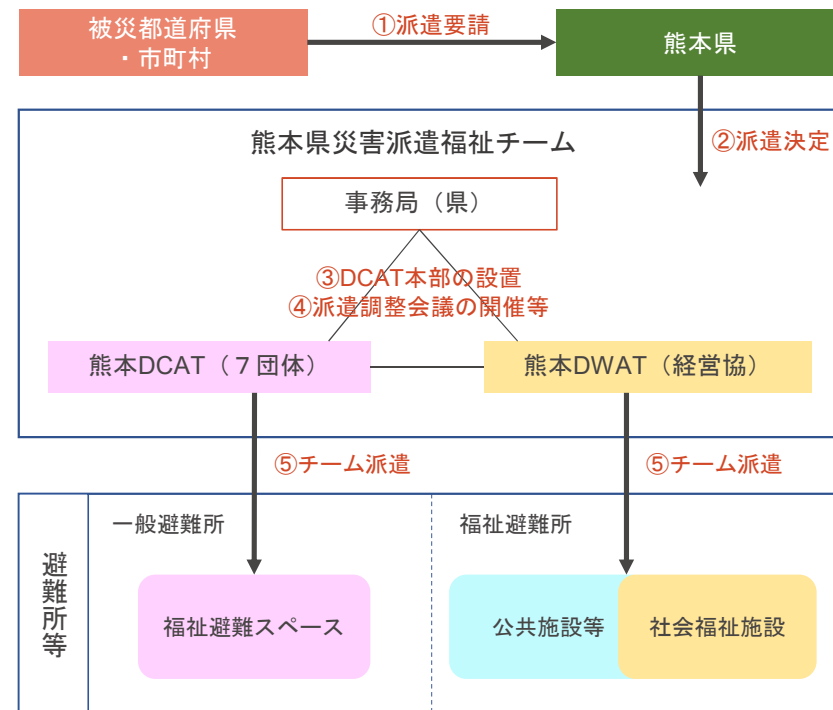
■ 平時

事務局（県）が協定締結団体との連絡会議、登録チーム員への研修等を実施。



■ 災害発生時

被災都道府県、市町村の派遣依頼を受け、チームの被災地派遣を県知事が決定し、事務局、協定締結団体とが協力して派遣調整を行う。



チームの構成

区分	型	目的	派遣時期	主な活動場所(形態)	人数(活動期間)	チーム構成[基本形] 【職種(人数)】
先遣隊	ニーズ把握型	・福祉ニーズの把握	概ね発災後3日以内	避難所等(巡回)	4人程度 (1~3日間)	・医師(1)、保健師(1)、事務職等(1) ・その他専門職(1) ※介護支援専門員、社会福祉士、理学療法士など1名程度
	トリアージ型	・福祉的トリアージの実施	概ね発災後3日以内	避難所等(巡回)	6人程度 (1~3日間)	・医師(1)、保健師(1)、事務職等(1) ・その他専門職(3) ※社会福祉士、理学療法士、介護福祉士など3名程度
支援隊	巡回型	・福祉サービスの提供 ・廃用症候群の予防	概ね発災後4日~3週間以内	避難所等(巡回)	4~5人程度 (5日間程度)	・介護福祉士(1) ・看護師(1) ・理学療法士又は作業療法士(1) ・社会福祉士又は精神保健福祉士(1) ・その他専門職(1)
	常駐型	・福祉サービスの提供	概ね発災後4日~3週間以内	福祉避難所等(常駐)	県が必要と認める人数 (5日間程度)	・県が必要と認める職種 ※場合によっては、夜勤・宿直もあり

※医師、保健師、事務職等は、県職員を想定(先遣隊は、保健所の保健医療チームに同行するイメージ)

※派遣時期は災害の規模によって異なる

※令和4年度から試行

初動対応チームの編成

先遣班
(1班)

初動対応班
(3班)

発災後、先行して活動するチームとして、左記の登録隊員の中から事前に編成。支援隊の活動へつなげていく。

派遣基準

■ 熊本D C A Tの派遣基準は、次のいずれかに該当するとき。

- ア 県内で災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用される程度の災害が発生した場合であって、知事が熊本D C A Tを派遣する必要があると認めるとき。
- イ 県内で災害救助法が適用される程度の災害が発生した場合であって、避難所等を設置する被災地の市町村等から知事に対して熊本D C A Tの派遣要請があったとき。
- ウ 県外で災害救助法が適用される災害が発生した場合であって、国又は他の都道府県から知事に対して熊本D C A Tの派遣要請があったとき。

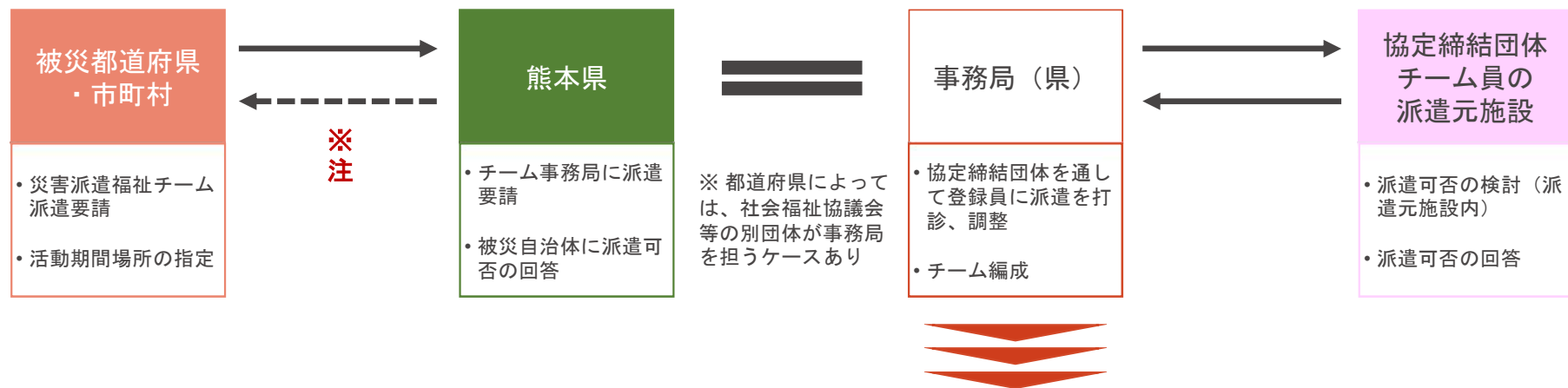
【参考】本県における災害救助法の適用状況

	年月	災害名（※）		年月	災害名（※）
1	平成11年9月	台風18号（不知火町高潮災害）	4	平成24年7月	熊本広域大水害
2	平成15年7月	県南集中豪雨災害（水俣土石流）	5	平成28年4月	平成28年熊本地震
3	平成19年7月	梅雨前線豪雨	6	令和2年7月	令和2年7月豪雨

※ 1から5の災害名は「熊本県地域防災計画（資料編）」による

派遣活動の開始

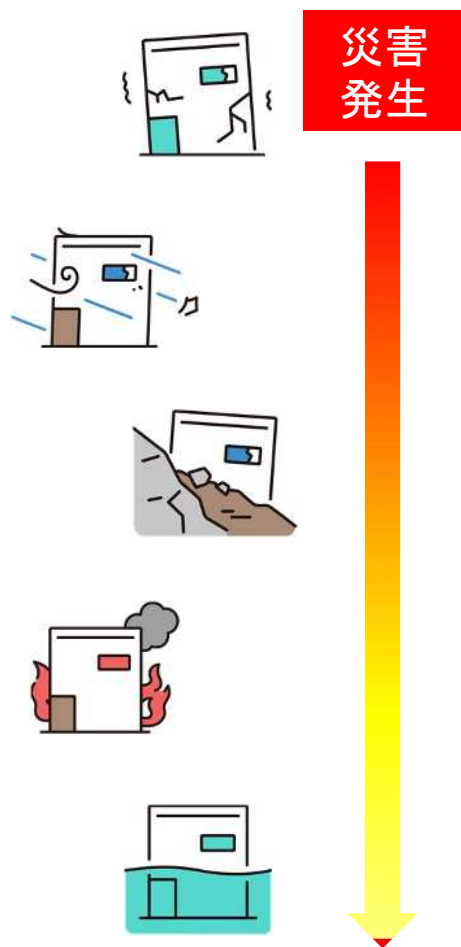
■ 被災自治体の派遣要請が大前提。



※ 被災市町村が自発的に要請を出すことができない被害が生じている場合などは、県の判断により、要請の確認や、プッシュ型支援を検討。



派遣開始～引上までの流れ



災害
発生

- 県は、災害対策本部（※）が設置された場合、協定締結団体へメール等で連絡する

※ 災害対策本部は震度６弱以上で自動設置、または特別警報の発令や土砂災害警戒レベル５の発表など、災害が発生し、または災害発生のおそれがある場合に設置される

①待機

- 派遣基準に該当することが見込まれるときは、協定締結団体を通じて待機を要請する
- 震度６弱以上の地震が発生した場合は、要請を待たずに待機

- 知事による派遣の判断
- 県は予め各団体から推薦のあった初動対応チーム（先遣班）に出動を要請する。

※ 派遣の可能性がないと判断したときは、協定締結団体を通じて待機の解除を通知する

②派遣

- 初動対応チームの先遣班、初動対応班の順に現地へ派遣
- まずは、先遣班によって福祉的ニーズを把握
（災害の規模によっては、事前登録された「先遣隊」から人員を補充する）
- その情報を基に、初動対応班による福祉的トリアージ、巡回型サービスの提供等を行う
- 状況をみながら支援隊による常駐型サービスの提供に移行

※先遣隊・支援隊の派遣にあたっては、各団体と調整のうえ決定する

③引上

- 被災者・被災施設の自立を支援、常態に戻していく
- 活動の終了

- 行政からの依頼により公式に派遣されるものであり、チーム員は**公務に準ずる活動**に従事する。
- 所属する施設等の身分をもって業務に従事する。
- 現地での活動場所は、**派遣要請元（被災自治体）からの指示**による。
- 活動期間中は、**派遣先責任者**（例：行政の福祉課担当者、避難所運営担当者）の**指揮・指示**に基づき活動する。
- 活動に要する費用は、災害救助法による救助費の支弁対象となる場合は県が負担する。それ以外の場合には、県と派遣要請元自治体との協議の上、決定する。

基本的な活動内容とニーズの変化

2 活動内容

- 発災後、被災地におけるニーズは刻々と変化していく。これに合わせて、チームの活動内容も変化していかなければならない。基本的な活動内容と、フェーズ毎に求められるものは下のとおり。

《基本的な活動内容》

1) 一般避難所等での福祉ニーズの把握

2) 福祉的トリアージ

要配慮者の状態に応じて、必要な福祉サービスが提供できるよう、

- ・ 市町村へ情報提供
- ・ 設備、体制の整った施設へ移送の判断等

3) 福祉サービスの提供、廃用症候群予防

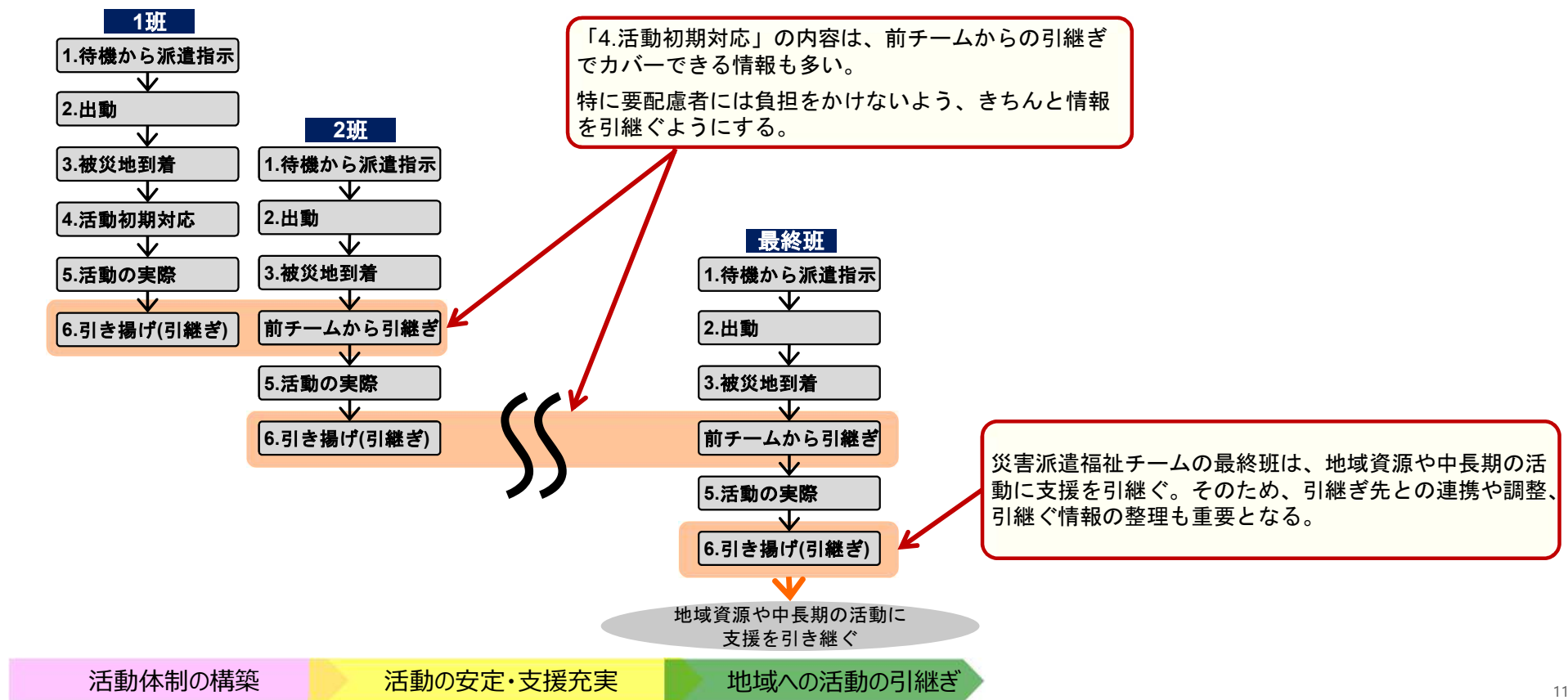
4) その他必要な福祉支援

避難所の環境整備、相談支援

区分	時期の内容	求められるもの（目的）
①発災直後	安否確認・安全確保	基本的に、施設居住の場合は運営事業者、在宅の高齢者の場合は、地域住民らによって行われることが想定される
②ステージⅠ （概ね発災後3日以内）	介護サービス継続提供のための状況・状態の確認とその調整開始	ニーズと量の把握を行うためのスクリーニング、トリアージ等の機能が求められる
③ステージⅡ （概ね発災後4日～3週間以内）	ダメージを受けた状態から常態（日常）に極力戻そうとする時期	サービスの質・量ともに充実させるための対応が求められる
④ステージⅢ （概ね発災後4週間以降）	更に常態（日常）に戻していく時期	サービスを安定的に供給すると共に質を確保・向上させるための対応が求められる

チーム内での引継ぎ

- 要配慮者にとって継ぎ目のない支援を継続するため、チーム内での引継ぎも重要。

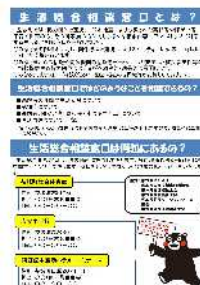


チームの活動をつなぐ

2 活動内容

- 要配慮者の状態に応じて、必要な福祉サービスが提供できるよう、避難所運営者や他の支援団体等への情報提供、設備、体制の整った施設への移送の判断等が必要。
- 不安を抱えた被災者のため、ただつなぐ、丸投げではなく、寄り添った視点がポイント。

熊本DCATの活動



被災地域

① 支援を引継ぐ
(支援、悪化防止や早期発見の活動)

② 避難所での体制を引継ぐ
(相談、交流機能等)

地域包括支援センター

市町村社会福祉協議会

福祉施設・事業所

まちづくり協議会

自治体・民生委員

中長期支援の各種支援団体